

## つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、地域のコミュニティ活動の充実及び強化を図るため、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則（平成18年つくばみらい市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、実施要綱で規定する事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、実施要綱で規定するもののうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 青少年健全育成助成事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、実施要綱で規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づき、センターから助成の決定を受けた額とする。

(計画書の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施主体の会則若しくは規約又はこれに類するもの
- (2) 事業実施主体の当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 事業の見積書等の写し
- (4) 事業内容に関する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 計画書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(選定)

第7条 市長は、第3条各号に規定する事業ごとに2以上の計画書の提出があったときは、抽選により、センターに助成を申請するもの及び助成申請の優先順位を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条各号に規定する事業区分に係る不採択決定を受けたものが、当該不採択決定を受けた事業と同一の事業内容について当該不採択決定を受けた年度の翌年度（最初に不採択決定を受けた年度の翌年度に限る。）に計画書を提出し

たときは、当該申請者をセンターに助成事業を申請するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、助成事業の申請者及び優先順位を決定したときは、実施要綱の規定によりセンターに助成の申請を行うものとする。

4 市長は、実施要綱の規定によりセンターから助成の決定を受けたときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第4項の規定による通知を受けた申請者は、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、規則第5条の規定により必要な審査をし、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条の規定により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにつくばみらい市コミュニティ助成事業補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他支払いに関する資料

(2) 補助事業の完了写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告に係る事業の内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付額確定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金請求書(様式第4号)により市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。概算払を受けようとする補助事業者は、交付決定後、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する概算払による請求を受けた場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の一部または全部を概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付決定取消通知

書（様式第6号）により通知するものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助事業の内容が確認できなかったとき
- （4） 実績報告書（様式第2号）の提出がないとき
- （5） その他市長が交付決定を取消すべき事由があると認めるとき

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定により返還を命令するときは、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（交付の制限）

第17条 補助金の交付を受けたものは、補助事業完了の翌年度から起算して10年間は、補助の対象となった第3条各号に規定する事業の同種の事業への補助金申請は行えないものとする。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金事業計画書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年度において、次のとおり事業を実施したいので、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 事業種別

2 事業実施主体

事業実施主体の名称	
所在地	〒 -
代表者氏名	
電話番号	- -
結成年月日	年 月 日
活動対象地域の人口	活動対象地域 人 ( 年 月現在)
組織の説明	

3 補助金交付申請額

事業費総額 (A)	一般財源等額 (B)	補助申請額 (A - B)							
円	円								円

4 事業計画

(1) 事業の名称

(2) 事業の趣旨・目的

(3) 事業の対象

(4) 事業の内容

①実施時期：           年    月    日開始   ～           年    月    日完了

②実施場所：

③実施内容：

④収支内訳：別紙に記載

(5) 事業の期待できる効果

(6) 事業のスケジュール

①事業を実施（開始）するまでのスケジュール

②実施報告書提出予定：           年    月    日

【事業収支の内訳】

収入内容			金額 (円)			備考			
コミュニティ助成事業補助金									
事業収入合計									
見積書 番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・形式 メーカー、 費用項目等	数量	単価 (円)	金額 (円)	対象外 経費	設備目的 ・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
対象経費合計									
対象外経費合計									
事業支出合計									

【コミュニティセンターの建設・大規模修繕についての説明】

所在地（地番）			
土地の所有者			
使用承諾の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
土地面積		建物面積（計画）	
建物の構造			
建物の所有者（大規模修繕の場合）			
地縁団体認可の有無（無の場合の認可予定日）	有 ・ 無		
広報表示場所			

【備品・設備の保管場所・設置場所についての説明】

保管場所・設置場所名称			
所在地（地番）			
土地または建物の所有者			
使用承諾書の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
保管・設置場所の説明			
管理方法			

保管場所・設置場所名称			
所在地（地番）			
土地または建物の所有者			
使用承諾書の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
保管・設置場所の説明			
管理方法			

様式第2号（第10条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

2 事業の内容

- (1) 実施期間： 年 月 日開始～ 年 月 日完了  
(2) 実施場所：  
(3) 実施内容  
(4) 収支内訳：別紙に記載

3 事業実施の成果

4 交付申請額

5 振込先

金融機関名					銀行					支店
	銀行コード					支店コード				
ふりがな										
口座名義										
預金種類	当座・普通・別段				口座番号					



(表)

## 【事業収支の内訳】

収入内容			金額 (円)			増減額 (円)			備考			
コミュニティ助成事業補助金												
事業収入合計												
見積書 番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価 (円)	金額 (円)	数量	単価 (円)	金額 (円)	対象外 経費	設備目的 ・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
対象経費合計												
対象外経費合計												
事業支出合計												

(裏)

【コミュニティセンターの建設・大規模修繕についての説明】

所在地（地番）			
土地の所有者			
使用承諾の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
土地面積		建物面積（計画）	
建物の構造			
建物の所有者（大規模修繕の場合）			
地縁団体認可の有無（無の場合の認可予定日）	有 ・ 無		
広報表示場所			

【備品・設備の保管場所・設置場所についての説明】

保管場所・設置場所名称			
所在地（地番）			
土地または建物の所有者			
使用承諾書の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
保管・設置場所の説明			
管理方法			

保管場所・設置場所名称			
所在地（地番）			
土地または建物の所有者			
使用承諾書の有無（無の場合の承諾予定日）	有 ・ 無		
権利部（乙区）の有無（有の場合のその内容）	有 ・ 無		
保管・設置場所の説明			
管理方法			

様式第3号（第11条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長



つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金交付確定額

円

様式第4号（第12条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、  
つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり  
請求します。

- 1 交付確定額 円
- 2 既交付額（概算払の金額） 円
- 3 交付請求額（未交付の金額） 円

4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第5号（第13条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありましたつくばみらい市コミュニティ助成事業補助金について、概算払いを受けたいので、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

3 理由

4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第6号（第14条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金については、  
次の理由により交付決定を取り消したので、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金  
交付要綱第14条の規定により通知します。

取消理由

様式第7号（第15条関係）

つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金返還命令書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した補助金について、つくばみらい市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 補助事業名

2 返還額 円

3 返還期限 年 月 日

4 返還理由